

酒販 サポートニュース

独立行政法人 酒類総合研究所

目次

(平成 20 年 3 月)

特集 未成年者の飲酒防止

なんでも Q & A	1
I 酒類販売管理情報	
未成年者の飲酒を防ぐには	2
ワンポイントレッスン	4
II 酒販トピックス	
「微生物の力」を発行しました	5
うまい酒の科学が出版されました	5
III 国税庁からの最新情報	
未成年者飲酒防止強調月間	6
リサイクル関係の報告義務	7



未成年者飲酒防止のチラシを配布
◇ 小売酒販組合 ◇

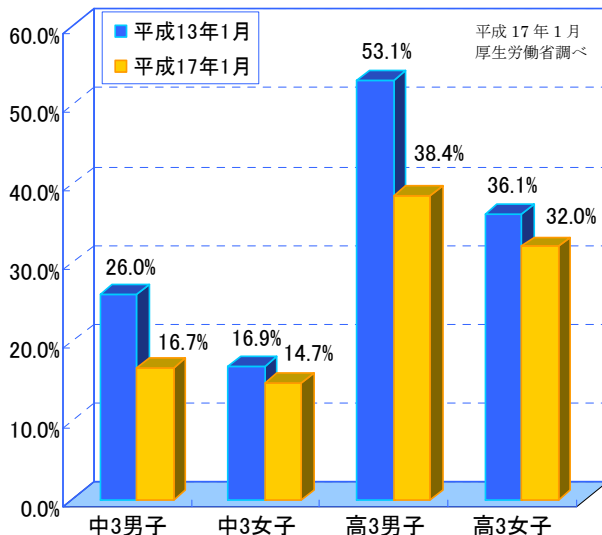
酒販サポートニュースへのご質問は、
info@nrib.go.jp へお願いします。

なんでも Q & A

(質問)

未成年者の飲酒割合はどのくらいですか？

未成年者の飲酒割合(月1回以上飲酒者)



(答え)

未成年者の飲酒割合は、左表のとおりです。左表は厚生労働省が全国の中学校(131校)・高校(109校)に対して行ったアンケート調査結果をグラフ化したものです。表中における飲酒者の基準は、「月に一度以上飲酒する。」と回答した者を対象としています。

飲酒割合は低下傾向ですが、依然として高い数値を示しています。

酒販業者の皆様には、「未成年者への酒類販売防止対策」を強化していただきますようお願いいたします。

未成年者の飲酒を防ぐには

子供の頃を思い出してください。あなたは子供の頃、お酒を飲みたいと思いましたか？今と昔では環境や考え方が大きく変わってきています。二つの事例について考えて見ましょう。

結婚披露宴で（お父さんの後悔）

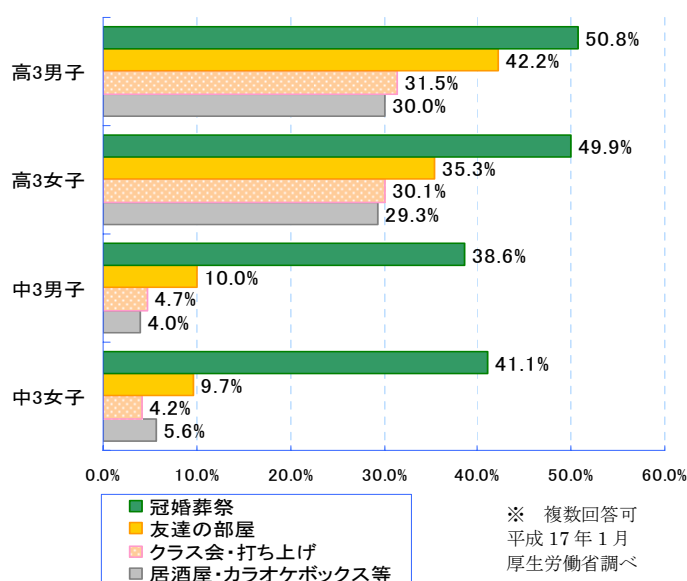
窓から舞い込んだ桜の花びらが、ひらひらと宙を舞い私の杯に浮かんだ。そよ風が気持ちいい昼下がり、甥・憲治の結婚披露宴が順調に進んでいる。長男・一郎は、日頃から可愛がってくれる憲治のためにお祝いの歌を披露して私達の円卓に戻ってきた。私達の円卓には、妻と一郎、親戚夫婦の5人がついている。

- （一郎）披露宴で歌うのって結構緊張するよ。大人はお酒が入ってるから気楽に歌えるみたいだけどさあ。
- （私）一郎はお酒飲んだこと無いのか。
- （一郎）飲んだこと無いよ。俺まだ高1だからね。
- （私）一郎も高校生になったことだから今日は特別にビールを飲ませてやるか。
- （妻）あなた、一郎にビールを勧めるなんてやめて下さい。
- （私）何事も経験だ。いつか社会に出れば飲むことになるんだから、少し早いけど練習だと思って飲んでみる。
- （妻）一郎、飲んじゃだめよ。

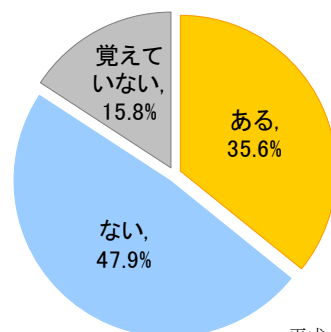
しかし、一郎は、母の制止を振り切ってビールを飲んでしまった。

その日の夕食時、家族3人で「未成年者の飲酒」について話し合った。私は一郎にビールを勧めてしまったことを後悔していた・・・

未成年者の飲酒機会



親にお酒を勧められた経験（高1男子）



平成13年1月
厚生労働省調べ



いつものお店（女子高生の買物）

去年（高2）の夏休み、私は初めてお酒を飲みました。お酒が飲みたかったわけではないのですが、カラオケボックスで友達（ユミ）がレモンサワーを注文したので私も同じものを頼んだのです。

今日は、春休みの最終日。ユミの家に遊びに来ています。

（ユミ） ねえ、明日から学校だよ。なんだかつまんないからサワーでも飲もうか。

（私） サワーあるの？

（ユミ） わたしんち親がお酒飲まないんだよね。近くのお店に買いに行こうよ。

（私） わたし、サワー買ったことないよ。サワー買う時ってちょっと緊張しない？

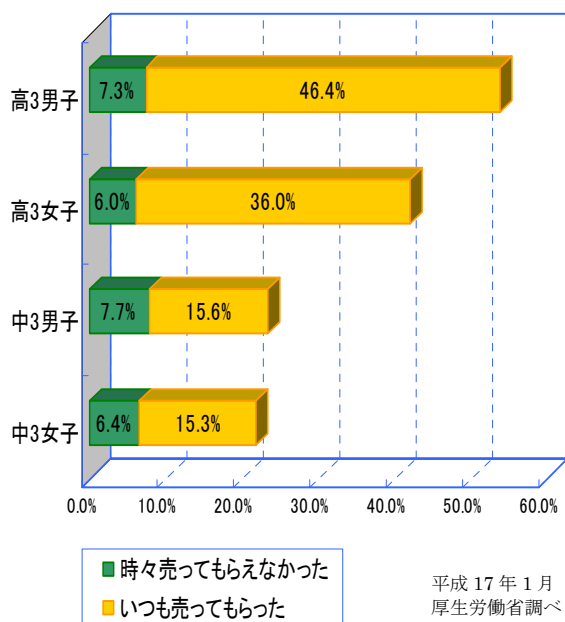
（ユミ） サワーって「ちょっと見」缶ジュースに似てるし大丈夫よ。

二人は買い物に出かけました。

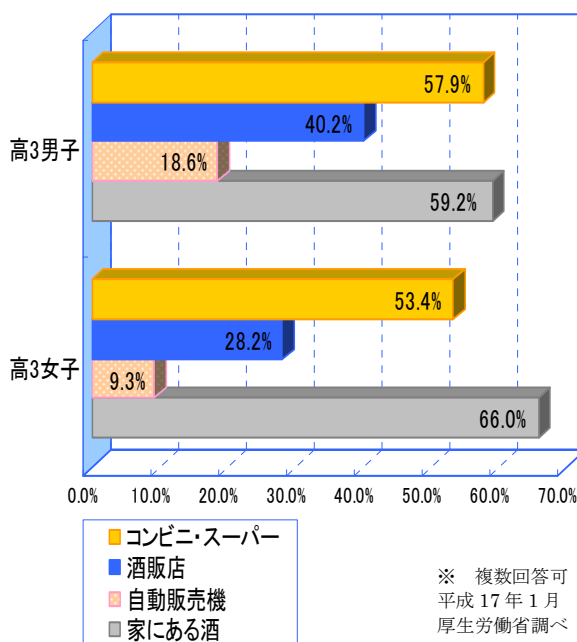
二人はサワー4本とスナックを選んで買い物かごに入れていきます。若い男性店員がこちらを気にしている様子でしたが、ユミは気にせず、買い物かごをレジに持っていきました。店員は、何も聴かずにサワーを売ってくれました。私はかなりドキドキしたのですが、ユミは平気な顔をしています。お店を出てからユミは教えてくれました。

（ユミ） 今のお店で時々サワー買ってるんだ。でも一回も注意されたこと無いよ。

この30日にお酒を売ってもらえなかった経験（月1回以上飲酒者）



お酒の入手先（月1回以上飲酒者）



※ みなさん、二つの事例を読んでどう思われましたか？

二つのお話は、アンケート結果に基づくフィクションです。未成年者の飲酒は、提供者（大人）側の取組みによって軽減できます。酒販業者のみなさん、未成年者と思われる者に対しては年齢確認を実施のうえ、未成年者には酒類を販売しないでください。

「白ワインのきき酒練習法 3」(全3回)



前号(15号・16号)では、白ワインのきき酒練習法「見る」「香りをかぐ」編をご紹介してまいりました。今回は、「味わう」編(白ワインのきき酒練習法最終回)です。

味わう

今回は、いよいよワインを口に含みます。口に含む量が少ないと味や香りが分かりにくいので5~10mlぐらい含むのが良いでしょう。そして、口の中全体にワインをひろげます。味覚のセンサーは舌の先端部分や奥の方、口の天井の奥の方に集中しています。十分に味わうために舌の上ばかりでなく頬の内側など、口の中全体にまんべんなくワインがいきわたるようにしましょう。

白ワインは、甘味、酸味、苦味の順に味を判断します。ボディと呼ばれる味の厚み(濃さ)も判断してください。一般的に、甲州はボディが軽く、ブルゴーニュなどで造られるシャルドネは豊かなボディを持つものがあります。ソービニオン・ブランにはシャープな酸味が感じられませんか？



次は口の中に広がる香りに注目しましょう。口の中に入れたワインは、温まり香りを感じるようになります。「口中香」や「含み香」と呼ばれる香りです。リースリングの特徴的な香りも口に入れた方がはっきりしませんか？ワインの香りはグラスから立ち上ってくる香りより、口の中から鼻の奥に届く香りの方がずっと多いのです。

ワインの評価はこれで終わりではありません。口の中のワインを飲み込むか、吐き出してください。口の中のワインがなくなった後、ゆっくり息を鼻から吐き出すと味や香りに力強い印象を残す場合と、あまり印象を残さない場合があります。力強いといっても、いつまでも酸っぱいとか渋いというものでは、いけません。熟成が充分でない若いワインには、酸や渋味を主張しすぎるものがあります。消え去るのが惜しいような余韻を感じるワインに出会えたら最高ですね。



II 酒販トピックス

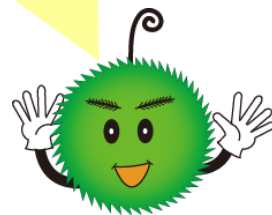
「醸造に学ぼう 発見！微生物の力」を発行

酒類総合研究所では、醸造についてやさしく説明した冊子「醸造に学ぼう 発見！微生物の力」(対象:小学校高学年以上)を発行しました。この冊子では、楽しみながらお酒が出来るまでの仕組みや微生物の働きを学ぶことができます。

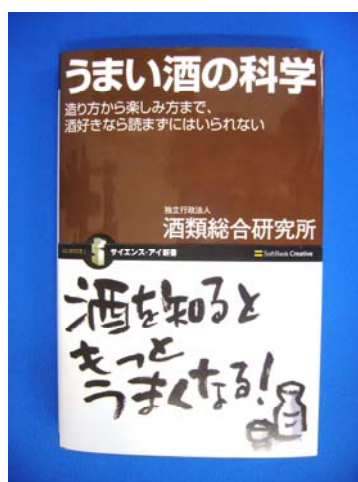


ぼくは、スギダマン。
お酒のことなら、なんでも知ってるよ。
「発見！微生物の力」は、楽しい図解や
身近なお話がいっぱい面白いよ。
さあ僕と一緒に微生物の世界を探検し
てみよう！

当冊子は、研究所の見学者
などに配付しているよ。



「うまい酒の科学」が出版されました



ソフトバンククリエイティブ社から「うまい酒の科学」が出版されました。この本ではいろいろなお酒の造り方や楽しみ方を分かり易く解説しています。うまい酒を楽しんでいただくための本ですが、お酒の商品知識を身につけるのにもいいですね。

■サイズ : 新書(フルカラー)

■価格 : 1,000 円(税込)

■著者 : 酒類総合研究所

※ 本書は、酒類総合研究所が配布している情報誌「お酒のはなし」と広報誌「エヌリブ」をもとに、加筆・再構成したものです。

日本酒ラベルの用語辞典中国語簡体字版を発行

日本酒ラベルの用語辞典日本語版・英語版・中国語繁体字版に続いて、中国語簡体字版を発行しました。無料で研究所のホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

Ⅲ 国税庁からの最新情報

4月は未成年者飲酒防止強調月間です



国税庁をはじめとする関係省庁では、毎年4月を「未成年者飲酒防止強調月間」とし、全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図ることであります。

国税庁においては、同月間における取組の一環として未成年者飲酒防止啓発ポスターを作成しています。

国税庁ホームページにおいて、酒類販売管理者の氏名、酒類販売管理研修受講事績を直接入力し、ポスターを印刷することができますのでご利用ください。

【アドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/03.pdf>

提出をお忘れなく！

4月は、「酒類の販売数量等報告書」及び「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況報告書」の提出時期です。4月30日までに忘れずにご提出ください。

e-Tax 利用について

「酒類の販売数量等報告書」及び「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」の提出については、自宅や事務所にいながら申告等ができる e-Tax をご利用いただけます。詳しくは、国税庁の e-Tax ホームページをご覧ください。

なお、e-Tax ソフトにおける「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」の様式は、平成 20 年 4 月 14 日に新しい様式に更新される予定です。

4 月 1 日から 4 月 13 日までは、e-Tax ソフト更新前の様式による提出となりますが、有効に受理されます。

4 月 14 日以降に送信を予定される方は、同日以降に e-Tax ソフトをダウンロードした上で作成していただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

【アドレス】 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）及び食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）が、それぞれ平成 18 年と平成 19 年に一部改正され、次のような新たな報告義務が設けられていますので、該当する方はご注意ください。

1 容器包装リサイクル法《主に酒類小売業者の方が対象です。》

- ① 報告義務者：前年度に容器包装を 50 トン以上小売の用途に使用している事業者
- ② 報告内容：容器包装の使用量等
- ③ 報告時期：毎年度、前年度分（4 月から翌 3 月末まで）を 6 月末まで（平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月末まで（平成 19 年度分）に係る分の報告期限は平成 20 年 6 月末までとなります。）
- ④ 提出先：酒類業者で小売の主たる販売商品が酒類である事業者は、本店所在地を管轄する国税局又は税務署
(注) 主たる販売商品が酒類以外の場合は、主たる販売商品に応じて経済産業局や地方農政局などが提出先になり、税務署への提出は不要となります。

2 食品リサイクル法《主に酒類製造業者の方が対象です。》

- ① 報告義務者：食品関連事業者（酒類製造業者だけでなく、酒類卸売業者及び酒類小売業者の方も含まれます。）
- ② 報告内容：食品廃棄物等の発生量等
- ③ 報告時期：毎年度、前年度分（4 月から翌 3 月末まで）を 6 月末まで（平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月末まで（平成 20 年度分）に係る分の報告期限は平成 21 年 6 月末までとなります。）
(注) 平成19年度分については報告の必要はありません。
- ④ 提出先：酒類業者の場合は、本店所在地を管轄する国税局又は税務署のほか地方農政局及び地方環境事務所にも提出いただく必要があります。

詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

【アドレス】 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/risaikuru/mokuji.htm>